

空き家利用希望者の方へ～利用登録から契約までの流れ～

1	空き家の閲覧	◆町のホームページ及び相談窓口にて入居可能な空き家の概要を公開します。ホームページがご覧になれない場合はお問い合わせいただければ資料をお送りします。
2	空き家利用申込	◆ 閲覧した空き家の中に入居したい物件がある場合は、次の資料を提出して空き家バンク利用登録をお願いします。 ①空き家等利用希望者登録申請書（様式第5号） ②誓約書（様式第6号） に必要事項を記入し、運転免許証や保険証の写し等の身分証の写しとともに地域整備課住宅政策室へ提出してください。
3	内覧日程調整 現地見学	◆気に入った物件があれば 0238-87-0822 飯豊町地域整備課住宅政策室へご連絡ください。日程調整の上、協力業者と町担当も同行の上、物件をご案内します。
4	交渉・契約	◆町は、売買や賃貸の交渉・契約に関して仲介行為は行いません。 ※ <u>空き家バンクへの登録は無料ですが、物件の契約（売買、賃貸借）を締結する際は、協力業者に対し、宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。</u>
5	契約成立 新生活スタート	◆ようこそ、飯豊町へ！ 地域の一員として、必要に応じ、地域組織の運営にかかる経費を負担し、共同作業等に参加してください。 ※地区によって内容が異なるため、入居前に自治会長さんへ挨拶に行きましょう。